

令和 2 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 8 |
-

令和 2 年 6 月 1 2 日（金曜日）

総務委員会会議録

令和2年6月12日 金曜日

午前10時00分開議

午後 0時13分開議（実時間125分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第53号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第4号）
1. 議案第55号・八代市定住支度金条例の廃止について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（新庁舎建設工事の進捗状況等について）

（令和2年度企画政策課において策定予定の計画等について）

（八代市重点戦略の見直しについて）

（八代市地域公共交通計画策定の方向性について）

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
財政課長	田中智樹君
総務企画部	
総務企画部 総括審議員兼次長	黒瀬琢也君
理事兼企画政策課長	福本桂三君
情報政策課長	早木浩二君
理事兼危機管理課長	廣兼和久君
建設部長	潮崎勝君
新庁舎建設課長	豊田浩市郎君
部局外	
議会事務局長	岩崎和也君
議会事務局次長	増田智郁君

○記録担当書記

中川紀子君

（午前10時00分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳入と及び歳出の第2款・総務費について、

財務部より説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号の歳入及び歳出の総務費を尾崎財務部次長が、議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号の歳入及び歳出の総務費を尾崎財務部次長が、議会費を増田議会事務局次長が、消防費を黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。

また、事件議案の予算の専決処分に係る議案第53号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入及び歳出の総務費を尾崎財務部次長が説明いたします。

次に、条例議案の第55号・八代市定住支度金条例の廃止については福本理事兼企画政策課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第5号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、まず歳入を説明します。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ13億7100万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ747億5690万円といたしております。

次に、第2条では、地方債の補正をお願いし

ておりますが、内容につきましては、4ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、1、追加では、児童福祉施設整備事業で8570万円を追加しております。

次に、2、変更では、道路整備事業で補正前の7億9510万円に7740万円を追加し、補正後の限度額を8億7250万円としております。

次の公園整備事業では、4220万円に280万円を追加し、補正後の限度額を4500万円としております。

次の学校整備事業では、9450万円に1億8160万円を追加し、補正後の限度額を2億7610万円としております。

詳しい内容は、この後、歳入、款21・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で2019万8000円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款12・分担金及び負担金、項2・負担金、目6・農林水産業費負担金、節1・農業費負担金の445万円は、国の補助内示に伴い、イグサ移植機等導入支援を行います。そのうち氷川町の移植機2台、苗処理機4台、カセット100台分の負担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金に3億4957万3000円を計上しております。このうち、保育所等整備交付金1

億 7 5 5 7 万 3 0 0 0 円は、国の補助内示に伴う私立保育所 2 園分の移転改築補助金でございます。

まず、坂本町のあさひ森の保育園につきましては、経年劣化を含め老朽化が著しく、耐震基準も満たしておらず、土砂災害警戒区域にも指定されておりますことから、土砂災害警戒区域外への移転改築に対する補助金でございます。

また、鏡町の鏡しらぬい保育園につきましては、経年劣化を含め老朽化が著しいとともに、現在地の鏡町野崎地区の鏡西部小学校が令和元年度をもって閉校し、地域の児童数も少数になっておりますことから、鏡支所近郊の内田地区への移転改築に対する補助金でございます。

次に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 1 億 7 4 0 0 万円は、国の 1 次補正に伴います新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給するための補助金でございます。

次に、目 4・土木費国庫補助金、節 1・道路橋梁費補助金に 1 億 3 8 0 7 万円を計上しておりますが、国の補助内示が当初予算を上回りましたので、不足する分の増額でございます。

まず、道整備交付金事業の 7 4 万 7 0 0 0 円は、泉町の下屋敷～樅木線の舗装工事に対する補助金でございます。

次の道路ストック点検・修繕事業の 2 3 3 3 万 8 0 0 0 円は、中央線外 2 路線の舗装工事に対する補助金でございます。

次の東西アクセス線改良事業の 1 8 5 6 万 7 0 0 0 円は、新牟田西牟田線外 1 路線の改良工事に対する補助金でございます。

次の永碇町高島町線改良事業の 9 8 5 万円は、現況の変則交差点を隣接する排水路と併せて、歩道整備など利便性を高める交差点改良工事に対する補助金でございます。

9 ページをお願いいたします。

災害防除事業の 8 0 1 5 万円は、坂本町の合志野・中鶴線外 3 路線及び泉町の下屋敷～樅木線外 2 路線の災害防除工事に対する補助金でございます。

次に、竜西幹 4 号線改良事業の 2 7 5 万円は、歩道整備など改良工事に対する補助金でございます。

次に、古閑中町古閑上町線改良事業の 4 6 万 8 0 0 0 円は、道路拡幅や交差点改良工事などに対する補助金でございます。

次に、上片町宮地町 2 号線改良事業の 1 1 0 万円及び宮地町 4 号線改良事業の 1 1 0 万円は、無電柱化など改良工事に対する補助金でございます。次に、節 2・都市計画費補助金の 3 1 4 万円は、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の補助内示があり、老朽化した横手新町児童公園について、利用者の安全・安心の確保を図るため、トイレのバリアフリー化などに対する補助金でございます。

次に、目 5・教育費国庫補助金では、国の補助内示により、学校情報ネットワーク整備事業として、節 2・小学校費補助金に 1 億 1 6 4 2 万 7 0 0 0 円、節 3・中学校費補助金に 6 0 3 8 万円、節 5・特別支援学校費補助金に 5 2 7 万 5 0 0 0 円を計上しております。これは、国の G I G A スクール構想に基づき、全ての子供たちが I C T を活用して学ぶことができる環境整備を早急に行うもので、今回は、校内のネットワーク環境整備に必要な改修工事等に対する補助金でございます。

次に、節 6・幼稚園費補助金は、国の補助内示に伴う 1 2 0 4 万 8 0 0 0 円を計上しております。

まず、幼稚園非構造部材耐震化事業の 7 8 5 万 7 0 0 0 円は、松高・植柳・麦島幼稚園の遊戯室におけるつり天井の落下防止対策などの非構造部材耐震改修工事に対する補助金でございます。

ます。

次に、太田郷幼稚園遊戯室耐震改修事業の419万1000円は、太田郷幼稚園遊戯室が経年劣化を含め老朽化が著しく、耐震基準も満たしておりませんので、筋交い取付けの耐震改修工事に対する補助金でございます。

10ページをお開きください。

款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、県の補助内示により1億7644万円を計上しております。

まず、経営体育成支援事業補助金の1956万9000円は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体等が融資機関からの融資を受けて、農業用機械、施設等を導入する際に補助金を交付するものでございます。今回は、担い手づくり支援交付金事業として取り組む八千把地区など5地区8経営体に対する補助でございます。

次の産地パワーアップ事業費補助金の1億1022万4000円は、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械・機器のリース導入及び施設整備に係る経費の一部に対して補助されるものでございます。

今回は、昨年度までのイグサ収穫機ハーベスタ同様に、イグサ産地の存続のために国への要望活動が実り、機械メーカーの協力の下、約20年ぶりに生産が再開されることとなりました移植機等の導入支援に対する国の補助でございます。本年度と来年度の2か年での再生産が予定されており、本年度は移植機22台、苗処理機27台、カセット2405台でございます。

次のい草移植機等導入支援補助金4377万4000円も、国の補助に合わせまして、イグサ移植機等の導入支援に対する県の補助でございます。

次に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金で287万3000円を計上しております。これは、既に当初予算で計上しておりますが、今回新たに非常用電源が支援対象に追加されましたので、増額されております。

次に、項3・委託金、目3・農林水産業費委託金、節1・農業費委託金では、県の補助内示により、農地海岸土地改良施設等総合マネジメント事業業務委託金として130万円を計上しております。

これは、農地海岸管理者である県が実施していた海岸パトロール業務につきまして、緊急時に早急な対応を図るために、県から各市町村へ委託するものでございます。

次に、目6・教育費委託金、節1・中学校費委託金20万円は、県教育委員会より、熊本の学び推進プランに基づく学力向上に向けた研究指定校として第一中学校が令和2年度から2年間指定され、実践的研究と研究成果を県下へ普及するための県指定研究推進校委託金でございます。

次は、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目15、節1・財政調整基金繰入金の4173万9000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する商工費のハーモニーホールなど5施設への運営に対する支援金及び補填金として3900万9000円、教育費の学校給食や体育施設への運営に対する補填金に273万円を、地方財政法第4条の4、第3号に基づき活用いたします。

11ページをお願いします。

款19、項1、目1、節1・繰越金500万円は、昨年末にお受けいたしました本市への寄附について、千丁地域の教育環境充実に活用してほしいという寄附者の御意向に沿って、備品購入費など必要な経費に活用するものでございます。

続きまして、款20・諸収入、項4、目5、

節８・雑入では、９２６万円を計上しております。

まず、自治総合センターコミュニティ助成金５００万円は、県からの補助内示に伴い、まちづくり協議会みやじが、夏祭りに使用する木製やぐらなどの経費への助成金２５０万円と、鏡まちづくり協議会が織り姫太鼓に使用する長胴太鼓や担ぎおけ太鼓の購入経費への助成金２５０万円でございます。

次に、学校臨時休業対策費補助金の４２６万円は、先ほどの繰入金からも一部繰り入れておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のために、３月２日から２５日まで小学校、中学校、支援学校を臨時休業したことに伴い、パンや委託炊飯及び牛乳の加工経費等について、４分の３に当たる４２６万円が、国より県学校給食会を通じて交付されるものでございます。

続きまして、款２１、項１・市債、目２・民生債、節２・児童福祉債では、８５７０万円を計上しております。これは、私立保育所施設整備事業でございますが、先ほど国庫支出金で説明いたしました私立保育所のあさひ森の保育園と鏡しらぬい保育園の園舎の移転改築に係るものでございます。あさひ森の保育園は、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率１００％を乗じた過疎債４７６０万円を予定しております。

また、鏡しらぬい保育園は、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９５％を乗じた合併特例債３８１０万円を予定しております。

次に、目６・土木債、節１・道路橋梁債では７７４０万円を計上しております。この市内一円道路整備事業は、先ほど国庫支出金で説明しましたが、まず、道路維持事業分では、中央線外２路線の舗装工事及び合志野・中鶴線外６路線の災害防除工事の補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９０％を乗じたもの

で、公共事業等債９３２０万円と下屋敷～樅木線の舗装工事における補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率１００％を乗じた辺地債７０万円を予定しております。

また、市内一円道路改良事業分でございますが、東西アクセス線改良事業の新牟田西牟田線外６路線において、整備に要する補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額に充当率９０％を乗じた公共事業等債１１１０万円と、充当率９５％を乗じた合併特例債１４３０万円を予定しております。

なお、今回の補正による建設事業の総額を調整するため、単独事業分の減額に伴い、充当率９０％を乗じた地方道路等整備事業債４１９０万円の減額を行っております。

次に、節４・都市計画債では２８０万円を計上しておりますが、こちらも国庫支出金で説明いたしましたトイレのバリアフリー化等の都市公園安全・安心対策緊急支援事業に係るもので、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９０％を乗じた公共事業等債を予定しております。

１２ページをお開きください。

次の目８・教育債では、先ほど国庫支出金で説明しましたように、国の補助内示に伴う学校情報ネットワーク整備事業として、節１・小学校債に１億４７０万円、節２・中学校債に５４２０万円、節３・特別支援学校債に４６０万円を計上しております。これは、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９０％を乗じたもので、学校教育施設等整備事業債を予定しております。

次の節５・幼稚園債も、先ほど国庫支出金で説明しましたように、国の補助内示に伴い、１８１０万円を計上しております。

まず、幼稚園施設整備事業２２０万円は、太田郷幼稚園遊戯室耐震改修事業の補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９５％

を乗じたもので、合併特例債を予定しております。

また、幼稚園非構造部材耐震化事業の1590万円は、松高・植柳・麦島幼稚園の遊戯室つり天井を軽量天井材への張りかえなどを行う改修経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率95%を乗じた合併特例債を予定しております。

次の款22、項1、目1、節1・法人事業税交付金は8000万円を計上しております。これは、平成31年度の税制改正により、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設され、令和2年度から新たに交付されるものですが、当初予算編成時には詳細が示されておりましたので、今回計上するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続きまして、総務費の歳出を説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費では500万円を計上しております。これは、先ほど歳入の諸収入で説明しましたとおり、自治総合センターコミュニティ助成事業として、まちづくり協議会みやじ及び鏡まちづくり協議会が、コミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への補助金でございます。なお、特定財源としまして、全額諸収入を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 一番最後の法人事業税交付金の御説明なんですけど、法人市民税の税

率改正で減額になった相当分は、丸々補填されているというふうに考えてもいいんですかね。

まだ分かんないんでしょう、その税率も。去年、今年ですか。

○財務部次長（尾崎行雄君） 全額ではなくて一部が補填されるような形で。（委員堀徹男君「一部」と呼ぶ）

はい。そっくりそのままの金額というわけではございません。

○委員（堀 徹男君） 続けていいですか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 税率改正の影響額の分は、交付税の算入のときに新たな費目に加えられるというような何か仕組みだったかなというふうに、前回聞いたような気がするんですけど、それはそれでということですかね。

○財務部長（佐藤圭太君） 先ほど、一部が補填されるということでしたけども、確かに交付税のほうでも補填措置があるということです。はい。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） すいません、ちょっと10ページの産地パワーアップ事業費補助金とい草移植機等導入支援補助金の違いというか、いまいちちょっと分かりづらいというか、同じ移植機でカセットとか、あれですね。これは、何が、項目が2つに上がってきとつか。内容は同じものに使うんだけど、事業名が違うというだけですかね。考え方を少し。

○財政課長（田中智樹君） 田中でございます。おはようございます。

委員おっしゃるとおりでございまして、2つの事業が当たっているという部分で、まず、2分の1が国を通した県の補助金で。両方とも県補助金なんですけども、一応国からの県を通ってきた補助金が2分の1当たっております。残

った2分の1に対して、さらにまた、事業者負担分を除いた分の2分の1が県から来ると。県の補助金で。（委員成松由紀夫君「うん……、10分の10と2分の1でしょう」と呼ぶ）

はい。まず、全体経費があって、その10分の10が国から来て……。 （委員成松由紀夫君「10分の10なら、2分の1はどっちやん…」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） 全体事業費のうちの……。 （「半分です」と呼ぶ者あり） ちょっと小会します。

（午前10時24分 小会）

（午前10時26分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○財政課長（田中智樹君） まず、産地パワーアップ事業で全体事業費の2分の1を補助いたします。残りました2分の1に対しまして、いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業という部分で事業者負担を除きました部分の2分の1、つまり全体事業費でいけば4分の3を国県補助で賄っていただくという部分でございます。残った事業費が、事業者負担と市の負担というふうになります。よろしくお願いします。

○委員（成松由紀夫君） それでよく分かりました。生産者の方々は、どうしてもこの補助額の部分というのは非常に敏感なものですから、問合せが多くなると思うので、しっかり理解できました。ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等について財務部から説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております6月定例会議案書その2をお願いいたします。

議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号は、新型コロナウイルス感染症に関する国の2次補正予算が6月8日に衆議院本会議に上程され、本日6月12日に成立見込みであります。早急な対応を行う必要から、今回、国会の成立前に追加提案させていただいたものでございます。

総務委員会付託分について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ13億5860万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ761億1550万円としております。

続きまして、歳入を説明します。

8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で1540万円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金でございます。

項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で1302万円を計上しております。これは、生活困窮者自立支援事業として、離職・廃業等で経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている方などに家賃相当分を支給する住居確保給付金について、国の1次補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染症対策としての国の制度改正により対象者が拡大し、申請者が増加しましたことから、給付が必要な増額分に対する国の負担金でございます。

続きまして、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金では、8億2628万9000円を計上しております。これは、国の1次補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1兆円のうち7000億円につきまして、既に交付限度額が決定されており、本市へは4億7133万7000円が交付予定となっております。

さらに、国の2次補正予算では、地方創生臨時交付金が2兆円追加措置されることとなっております。本市へも相当額が交付される見込みとしております。この臨時交付金は、国の補助事業の補助裏に充当するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに実施する事業に充当できることとなっております。今回は、観光需要の低迷等で激減している観光客を呼び込むための宿泊補助や飲食店、学習塾、スポーツクラブ等の事業者に対して、感染防止対策の実施に要した経費の一部を補助するなど、本市独自の支援策を各費目の新型コロナウイルス感染症対策に活用しております。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、1億8128万5000円を

計上しております。まず、子ども・子育て支援交付金2132万9000円は、新型コロナウイルス感染症対策として小学校が臨時休業したことにより、仕事等の都合で昼間保護者のいない小学生を午前中から受け入れた放課後児童クラブに対する開所経費や人件費の支援及び利用自粛に伴う利用料の減免分に対して補助されるほか、マスクや消毒液、体温計、空気清浄機などを購入して新型コロナウイルス感染症対策に取り組む放課後児童クラブやこどもプラザ、子育て支援センターに対して、1事業所当たり上限50万円を補助されるものでございます。

次のひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億5995万6000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する経費に対して補助されるものでございます。

9ページをお願いします。

目5・教育費国庫補助金、節1・教育総務費補助金では、158万1000円を計上しております。この学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策）は、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の学校施設等へ配付する消毒液等の購入経費に対して補助されるものでございます。次の節2・小学校費補助金では、1億8030万1000円を計上しております。この公立学校情報機器整備費補助金は、国のGIGAスクール構想に基づき、全ての子供たちがICTを活用して学ぶことができる環境整備を早急に行うもので、今回は児童1人に1台のタブレット端末5459台の購入等に対して補助されるものでございます。次の節3・中学校費補助金1億749万4000円のうち、公立学校情報機器整備費補助金1億739万6000円は、先ほどの小学校と同様に、国のGIGAスクール構想に基づく生徒1人に1台のタブレ

ット端末2315台の購入等に対して補助されるものでございます。また、補習等のために指導員等派遣事業補助金9万8000円は、新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業により授業時間が不足し、長期休業期間を夏休み15日間、冬休み1日、合計16日間分を短縮して授業を行うこととなりましたので、当初予定していなかった期間における学習支援員3名の配置にかかる人件費に対して補助されるものでございます。

次の節5・特別支援学校費補助金378万円のうち、公立学校情報機器整備費補助金345万5000円も、先ほどの小学校、中学校と同様に、国のGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人に1台のタブレット端末51台の購入等に対して補助されるものでございます。また、学校保健特別対策事業費補助金32万5000円は、特別支援学校のスクールバス運行において、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に必要な経費に対して補助されるものでございます。次の節6・幼稚園費補助金の学校保健特別対策事業費補助金300万円は、先ほどの教育総務費同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、公立幼稚園へ配付する消毒液等の購入経費に対して補助されるものでございます。

続きまして、項3・委託金、目4、節1・商工費委託金では、700万円を計上しております。これは、国より関係人口創出・拡大のモデル事業として採択を受け、ICT、IoTを活用したビジネス先駆者や都市部の副業人材によるセミナー及び他都市の未来創造塾との連携を図るためのセミナーを開催することにより、新たな産業の創出など若手等を呼び込む環境を整えていくことで、関係人口の創出や拡大を図る経費に対して補助されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目2・

民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で1925万2000円を計上しております。

まず、放課後児童健全育成事業等補助金659万8000円は、先ほど国庫支出金で説明しましたが、新型コロナウイルス感染症対策として小学校が臨時休業したことにより、小学生を受け入れた放課後児童クラブに対して、県から補助されるものでございます。

次の保育対策総合支援事業補助金1265万4000円は、先ほど国庫支出金での説明と同様に、私立保育所等や公立保育所へのマスクや消毒液、体温計、空気清浄機などを購入して新型コロナウイルス感染症対策に取り組む経費に対して、1事業所当たり上限50万円で補助されるものでございます。

次の目7・教育費県補助金、節10・中学校費補助金で19万8000円を計上しております。

この補習等のための支援員配置事業補助金も、先ほど国庫支出金で説明しましたが、臨時休業による授業時間の不足を補うために、夏休み15日間、冬休み1日、合計16日間分を短縮して授業を行うこととなりましたので、学習支援員3名の配置にかかる人件費に対して、県から補助される分でございます。

歳入は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（中村和美君） 放課後児童クラブなんですけど、非常に学校も保護者の方たちも助かられたと思うんですが、これは2132万9000円かな、これ、大体幾つの児童クラブのあれですか。

○財政課長（田中智樹君） 放課後児童クラブにつきましては、全部で36クラブです。自主クラブが、そのうちに2つ含まれておりますので、市から委託しているクラブが34、プラス

自主クラブが2で、合計36クラブに補助いたします。

○委員（中村和美君） ということは、市内児童クラブ全クラブ、八代市に協力していただいたということでもいいんですか。

○財政課長（田中智樹君） はい、そのように認識しています。（委員中村和美君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

○委員（堀 徹男君） すいません。最初、冒頭御説明のあった、コロナ対応の臨時交付金の1兆円のうち7000億円既決分の、市への額はもう一回教えてもらっていいですか。4億、その下が幾らになるのか。

○財務部次長（尾崎行雄君） 4億7133万7000円でございます。（委員堀徹男君「すいません、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で歳入等について終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時40分 小会）

（午前10時40分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（岩崎和也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局の岩崎です。

それでは、議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号中、議会の減額補正について説明申し上げたいと思います。

なお、内容につきましては増田次長のほうから申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明のほうをさせていただきますと思います。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、説明のほうをさせていただきます。

議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号、11ページをお開き願いたいと思います。

歳出の款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費、補正前の額3億7416万5000円に対しまして、今回210万円の減額補正を行い、補正後の金額を3億7206万5000円といたすものでございます。

具体的な内容につきましては、節8・旅費を210万円減額するものでございますが、現在、例年実施されておりました各常任委員会による管外行政視察について、今般の新型コロナウイルス感染症流行に伴い、当分の間、自粛することとすることが議会運営委員会で御決定されているところでございます。そのようなことから、市議会といたしましても、管外行政視察旅費として当初計上されていた額の2分の1を減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策に市として活用いただきたい旨、議会として決定されたことを受け、今回減額するものでございます。

以上が議会費における今回の補正予算の概要

でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で第1款・議会費について終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時43分 小会）

（午前10時43分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第2款・総務費について、財務部から説明願ひます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の次長で尾崎です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 11ページをお願ひいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目2・文書広報費では72万6000円を計上しております。これは、これまでも広報やつしろや市ホームページ、公式SNS等で発信してきました新型コロナウイルス感染症防止対策や支援策について、一層の周知を図るために、これらに特化した放送を1日2回60秒間のスポットCMとしてエフエムやつしろで令和2年9月まで行う予定の費用でございます。

次に、目6・情報推進費では2219万5000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症防止を図るために、市職員がタブレット端末を活用して在宅勤務や民間事業

者等とのウェブ会議などを実施できるようICT環境整備を行うものでございます。

次に、目7・交通防犯対策費では600万円を計上しております。これは、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少して落ち込んでいるタクシー需要を喚起し、経済活動のV字回復につなげるため、割引チケットの販売に係る経費について補助するものでございます。

次に、目9・コミュニティセンター費では20万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、コミュニティセンター20施設に非接触型体温計を配備するものでございます。

総務費は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） タクシーチケットの補助の分についてお伺いしたいんですけど、とてもですね、喜ばれる施策じゃないかなと思います。高齢者の方にはですね、病院通いとかでやっぱりタクシーを利用される方もたくさんいらっしゃるというふうに思うんです。

この仕組みをですね、もうちょっと教えていただいていいですか。例えば、どこでどんな購入の仕方をするのか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願ひします。

仕組みといいますか、補助の概要としましては、まず、八代地域のタクシー事業者協会というのがございます。八代市内に8社の事業者からなる事業者協会というのがございますが、そこが販売する割引チケットに対して、割引分を市が補助するというものでございます。5000円のチケットを3000円で販売していただいて、そのうちの2000円を市が補助すると

いうこととでございます。チケットは、市内の全社共通で使用できまして、有効期限は発売開始から6か月以内とするということで予定しております。

販売予定数につきましては、2500セット、販売額が5000円で計算しますと、1250万円、うち市補助金が500万円となります。補助対象者は、八代地区のタクシー事業者会ということになります。

補助対象の経費としましては、先ほどのチケットの割引分の500万円と事務経費として上限を100万円としております。

以上が事業の概要でございます。

○委員（堀 徹男君） 例えば、皆さんですね、非常に関心があられる、とてもいい制度だと思うんですね。できれば、今のような説明の分に関しては資料を用意していただいて、例えば、どこで誰が買えるんだと。例えば、購入制限があるとかですね、そういったものがあると非常に、今、耳で聞くだけよりももっと皆さん、理解が深まるんじゃないかなと思うんですけど、委員長どうしようかな、ペーパーで資料がもらえればですね。

○委員長（橋本幸一君） その前に、まず、購入場所の質問に1つ答えてなかったということと、今の2つのもう一つの質問について。（「資料要求」と呼ぶ者あり）

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 購入場所につきましては、各タクシー事業者が販売するということとでございます。タクシー会社で購入はできます。

○委員長（橋本幸一君） それと今、資料請求がございましたが、いかがいたしますか。（「お願いします」「あれば」と呼ぶ者あり）

それでは、その資料を後で結構ですので、よろしくをお願いします。

○委員（太田広則君） 関連して。タクシーに乗ったときにタクシーの中で買えるんですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） その辺の詳細な部分についてはですね、まだタクシー事業者、業者と今詰めている段階でございます。なるべく利便性がいいように、タクシーの中でも販売ができるようお願いしたいと考えております。

○委員（太田広則君） 関連して。多分タクシー事業者会の、まだ、この予算が通ってから打合せされるんだろうと思いますが、広報とかはどのように。これは広報したら、すごく2500セットじゃ足らんような気がするんですけど、その辺はどんな考えていらっしゃるんですか。（「足らん」「足らん」「足らんですよ」と呼ぶ者あり）

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 今回、この事業というのは、タクシー事業者会というところが事業主体として行っておるものですから、広報自体はですね、その事業者会が行うということになっています。

タクシー事業者会ではですね、先ほどの事務経費等も含めて、中ですね、チラシの部分の経費もうちのほうで見込んでおりまして、タクシー業界のほうでチラシも作成されてチラシを配布されるということで、制度のほうは考えております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） じゃ、意見にさせていただきます。

○委員（橋本徳一郎君） I C T高速化対応の事業の分で、概要の資料の中にですね、内訳がちょっと入ってます。この中のリモート接続クライアント等ライセンス使用料というのが入っているんですけど、これは、リモートということは、購入した端末をリモートでメンテナンスかなんかするというふうなことでいいでしょう

か。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課、早木でございます。

今のリモートによりますライセンス使用料ということでございますけども、今回考えております、この在宅勤務によりますですね、やり方でございますけども、リモートデスクトップ方式というものを考えておりまして、既存のパソコンをですね、遠隔操作をする方法を取りたいというふうに考えております。

卓上ですね、パソコンの画面を、今考えておりますタブレットPCに転送する方法というのを取りまして、データはですね、机上のパソコンのほうに残って、タブレットPCのほうにはデータファイルは保存されないということになります。そのリモートデスクトップ方式を取ります保守料ということになります。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） つまり、今、市役所とか支所で使われているパソコンに接続して、その作業をタブレットPCの上ですするというふうな理解でいいんですね。

○情報政策課長（早木浩二君） はい、そういうことでございます。机上ですね、パソコンの画面をタブレットPCのほうに、これが自宅で作業するのか、執務室以外ですね、場所で作業する場合に、机上のパソコンの画面をタブレットPCに転送をします。操作をそのタブレットPCで行うということになります。

ですから、データはですね、全部その机上のパソコン、今、職員がですね、持っておりますパソコンのほうに残るという形になりまして、作業自体は机上のパソコンが行っているという形になります。よろしいでしょうか。

○委員（橋本徳一郎君） はい、分かりました。

もう一ついいですか。そうすると、今の市役所の中の接続で入ることになるんですね。

ど、暗号化されるということみたいですけど、そのネットワークはどういうふうな形でつながるんですかね。

○情報政策課長（早木浩二君） そのリモートデスクトップ方式を取りましてですね、机上のパソコンのほうに接続をする場合にはですね、専用回線を使用して接続をしたいというふうに考えております。ネットワーク回線はですね、専用回線と同等のセキュリティーを持ち、コスト的にも優れておりますVPN方式——バーチャル・プライベート・ネットワークという方式でございますけれども、こちらを採用したいというふうに考えております。比較的秘匿性が高くですね、LTE回線でありますとか、WiMAXなどのポケットWiFiによりますリモート環境は、そのVPN回線と同等の効果はありますけれども、導入に当たって、経費が発生する、あるいは後年度にまた費用が発生するということになりますので、今回はバーチャル・プライベート・ネットワークという方法を取りたいというふうに思います。

以上です。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） 関連でいいですか。現在のそのやり方ですよ。職員さんの、例えば、パソコンは自宅に持ち帰ってはならない、データは持ち帰ってはならないとかっていう、何かルールがあるんじゃないかなと思うんです。暗号化のソフトの保守料を今回上げられてますけど、それは85台導入されるタブレットについてのみの暗号化ソフトの保守料というふうに捉えていいんでしょうか。

あわせて、現在はそのセキュリティーというのはどのようにされて対応されてたんでしょうか、教えてください。

○情報政策課長（早木浩二君） 暗号化ソフトにつきましては、導入を考えておりますタブレットPC85台のみというふうに考えておりま

す。この暗号化ソフトウェアでございますが、タブレットPCに導入をいたしまして、持ち運びの際にですね、もしも紛失とか、盗難等がありましたときに電子ファイルを保護でき、被害的に最小限に抑えられるということでございますので、つまりですね、このタブレットPCの中に入っているデータというのは常に暗号化をされておりまして、そのタブレットPCから出た瞬間にといいますか、常に暗号化されておりますので、外にそのファイルを持ち出してもですね、暗号化されとるということですので、非常に解読をするのにですね、手間や時間がかかるということで、ファイルを開くことができないからセキュリティが高いというふうに考えております。

それから、現在はですね、ファイルサーバーのほうに全てデータはですね、保管しております。また、机上のパソコンのほうにですね、保管をしておりますして、暗号化はされております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 85台導入されるということなんですけど、ちみなにどなたがどのような使い方をされると想定されていますか。

○情報政策課長（早木浩二君） 85台の内訳でございますけれども、市長、副市長、教育長、それから代表監査委員ですね。それと政策審議監をはじめ、各部に1台ずつ。議会事務局も含めましてですね、10台考えております。それから、各課にですね、1台ずつ。64課ございますので、64台ということになります。もし不具合が出たりしますとですね、いけませんので、予備機として6台をですね、予定をしておるところです。

以上でございます。（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 先ほどのタクシーチケットについてなんですけれども、例えば、購入の制限とかですね、があるのかなとか、いろいろ制度設計とって、そこまでは言いませんけど、仕組みはしっかりですね、検討されてつくられるようにですね、お願いしたいと思います。

とてもプレミア率も高いですし、使いたいと思えばですね、1人でたくさん購入をしてしまうというようなことがないようにですね。本当におじいちゃん、おばあちゃんが病院に行くようなときに使えるようなですね、使い勝手のいい仕組みにしていきたいなと思います。

それともう一点いいですか。今回、コロナの影響でICT高度化ということでですね、取組をされるということなんですけれども、今後、今先ほどお伺いしたように、例えば、暗号化もですね、されていないというような状況で外部とのやり取りが発生する場合もないとは言えないわけですね。今後、やはりもう少しICT化に向けての計画みたいなのをぜひ立てられて、八代市の取組としてですね、何か計画を立てられたらどうでしょうかという意見をつけ加えさせていただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で意見を終了します。

以上で第2款・総務費について終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前 11 時 00 分 小会)

(午前 11 時 01 分 本会)

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第 8 款・消防費について、総務企画部から説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

総務企画部次長の黒瀬です。よろしくお願いいたします。

消防費につきまして御説明申し上げます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

6 月定例会議案書その 2、15 ページをお願いいたします。下段の表でございます。

款 8・消防費、項 1・消防費、目 4・防災管理費で 1788 万 3000 円の補正予算を計上しており、補正後の総額は 9 億 7748 万 4000 円となります。この補正予算の財源は、全額国の地方創生臨時交付金でございます。これは、感染症対策をさらに推進するため、手洗いの液体石けん、設置も簡単で消毒も可能な間仕切り、案内標識など避難所開設に必要なものをまとめた運営キット、体調が悪くなった避難者と対面する際に使用するフェースシールドなど、避難所での生活や運営に必要な整備を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 各避難所にということなんですけれども、段ボールの間仕切りは何セットぐらいというのと、それぞれに配置されると思うんですよね。まず、その数と。

それからですね、段ボール。今ほとんど第 1 次避難所に指定しているのはコミセンなんです

よね。そこに段ボールの間仕切りセットを置く場所があるのかっていう、どこに保管をされる計画なのかとかですね、その辺もう少し教えていただいていいですか。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 危機管理課、廣兼でございます。お願いします。

間仕切りにつきましてはですね、段ボールの間仕切りを 44 か所に 15 セット、それとワンタッチで開く間仕切りを 44 か所に 7 セット購入予定でございます。この 2 つの違いはですね、最初、ワンタッチ間仕切りというのがプラスチック製で、ちょっとテントみたいな感じになっているやつでございます。設置も簡単にできるということです。それと、普通の段ボール間仕切りを併せて併用するということでございます。

場所についてはですね、各コミセンに置けるだけの分は置こうと思っておりますが、置けない分に関しましてはですね、市内のある市有施設で保管ができるところにちょっと分散して置こうというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） そのセット数を想定されたときのですね、1 避難所当たりの想定人数というのはどれぐらいでつくられましたか。何人ぐらい避難をするというところで。避難者の数。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 避難者の想定ですが、これまで 1.5 平米ということでしたのを 4 平米ということで計算をして、しております。ただ、今回買うセットで十分足りるかということになりましたら、ちょっとその辺はまだ分からないところではございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（堀 徹男君） 今回ですね、アルコール消毒液とかっていうのを購入されて置かれるということなんですけど、使用期限がですね、非常に短かったりとかして、備蓄するにはですね、非常に気を遣う物品でもあるんですよね。そこら辺の購入のローテーションとかっていうのも考えながらですね、今後は必要な備蓄数、配付数を考えて、必ず、例えば、１０００セットなら１０００セット、キープできるような状態にしていなければなというふうには思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに意見ございませんか。

○委員（中村和美君） 先ほど、保管。できれば小中学校の空き教室とかなんかもですね、対応、その中の対策に入れとったほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第６３号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

（午前１１時０６分 小会）

（午前１１時０７分 本会）

◎議案第５３号・専決処分の報告及び承認について（令和２年度八代市一般会計補正予算・第４号）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第５３号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第４号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の１ページをお願いします。

議案第５３号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和２年度八代市一般会計補正予算書・第４号で、新型コロナウイルス感染症に関する国の１次補正予算が４月３０日に成立したことに伴い、早急な対応を行う必要から、同日付にて専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、５ページをお願いします。

第１条で歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ１２８億円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ７３３億８５９０万円といたしております。

それでは、歳入を説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１２８億円を増額しております。これは、今回の補正予算により、新型コロナウイルス感染症防止に取り組む全ての市民に対して、１人につき１０万円の特別定額給付金を給付する経費につきまして、全額、国からの補助金でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、総務費の歳出を説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目13・特別定額給付金給付事業費では、128億円を計上しております。これは、先ほど歳入で説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症防止に取り組む全ての市民に対して、1人につき10万円の特別定額給付金を給付する127億円と、給付に係る事務費として会計年度任用職員の報酬や一般事務職員の時間外勤務手当、申請書の印刷や郵送経費など、合わせて1億円でございます。

なお、6月11日現在で、八代市全世帯の約96%となる約5万4700件の申請を受け付けております。また、給付の状況につきましては、本日6月12日までに全世帯の約95%の世帯に給付を行う見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第4号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時11分 小会）

（午前11時11分 本会）

◎議案第55号・八代市定住支度金条例の廃止について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第55号・八代市定住支度金条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願い申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、八代市定住支度金条例廃止について御説明いたします。

この条例は、平成17年8月の合併時におきまして、旧坂本村、千丁町、東陽村、泉村の公営住宅地の分譲に伴う移住定住のためのそれぞれの施策を引き継いだ条例となっております。

当時の合併協議におきましては、公共的な必要性、有効性、公平性の観点から、旧町村でのそれぞれの施策を一旦廃止しまして、新市において制度化するため、条例を制定しました。

また、新たに鏡町の港区宅地造成地や輝き・ニュータウン有佐も含めて制度化しました。

新市の新制度では、支度金の額を1世帯当たり10万円に統一しまして、新市へ引き継いだ全24区画の分譲地におきまして早期の完売を目指してまいりました。

今回、市議会へ御提案するに至った経緯としましては、全24区画におきまして完売となりまして、対象者の方への支度金の支給を完了したことにより、条例を廃止するものでございます。

参考としまして、最後の支度金の給付となった事例を御紹介しますと、平成31年2月に宇城市の方が、東陽町の平野団地の分譲地を購入され、その後、住宅を建築され、申請されたのが令和元年11月となり、その支度金を令和元

年１２月に支給しております。

これをもって対象者の方への支度金の支給を全て完了しております。

以上が説明となります。御審議よろしく願います。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第５５号・八代市定住支度金条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部は御退出ください。

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員会報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前１１時１５分 小会）

（午前１１時１５分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の２件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して２件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して２件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（新庁舎建設工事の進捗状況等について）

○委員長（橋本幸一君） それでは、まず、新庁舎建設工事の進捗状況等についてをお願いいたします。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいま委員長から御指名がございました、所管事務調査でございます。

新庁舎建設工事の進捗状況等について、建設部より御説明させていただきます。着座にて説明してよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい。

○建設部長（潮崎 勝君） それでは、お手元のほうに委員会資料、所管事務調査でお配りしております、このレジュメに沿いまして御説明したいと思います。

まず、御承知のとおり、４月から建設部のほうに新庁舎建設課が移管されております。今後、新庁舎建設事業につきましては、建設部が

主になって当委員会への説明をすることになりますので、改めましてよろしくお願いしたいと思います。

レジュメの1番になります。建設部と財務部の役割分担ということで簡単に御説明します。

4月の移行に伴いまして、過去、財務部で所管しておりました事業の中身をある程度建設部と財務部で分担を取り決めております。

新庁舎建設に係る技術的業務の全般におきましては、当建設部が責任を持って取り組んでまいります。庁舎完成後の維持管理に関する業務につきましては、現在もその業務を一部進めておりますので、この部分については財務部の資産経営課が主になって行うということになります。

引き続きまして、2番、3番につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）今年度より新庁舎建設課の課長となりました豊田でございます。よろしくお願い致します。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） それでは、お配りしております資料の1ページ、2. 工事についてと3. C L T製造業務委託についての進捗について御説明いたします。

まず、2. 工事について説明いたします。

工事概要として、工事番号、令和元年度新建築第1号。工事件名、八代市新庁舎建設工事。請負者、前田建設工業・和久田建設・松島建設建設工事共同企業体。請負金額129億8000万。契約日、令和元年9月30日です。契約工期といたしまして、令和元年9月30日から令和3年10月29日までとなっております。地鎮祭が令和元年11月27日に行われております。建物の概要として、延べ床面積2万74

65.5平米。階数、地下1階、地上7階建てです。

本格着工としましては、皆さん御承知のとおり、11月27日の起工式を経て着工しております。

次に、（2）工事の進捗状況について、資料に記載してあります地盤改良工事、山留めの工事及び施工中のくい工事の概要等を御紹介させていただきます。

お配りした資料の2ページをお願いします。

全景の写真がありますが、上の段が令和元年11月末時点の施工状況です。これは、地盤改良工事に取りかかったばかりの状況です。下段の写真が、今年5月末時点でくい工事を行っている全景の写真です。

3ページをお願いします。

地盤改良工事について説明いたします。

この工事というのは液状化対策を目的として行います。今回採用した工法は、静的締固め砂ぐい工法と言われるもので、無振動、低騒音で施工可能であることから、当該工法を採用しております。

施工の手順について、左の図で説明いたします。

まず、最初にケーシングパイプという鋼管を所定の深さまで、③の位置まで貫入します。その後、回転圧入を繰り返しながら砂ぐいを造成します。最終的な完成形としては図の⑥のような形になります。

この施工箇所といたしましては、図面にあります、砂ぐいと書いています丸印と、丸にバツ印の箇所を施工しております。全体的な施工数量としては946本施工しております。

次に、山留め工事について説明いたします。

4ページをお願いします。

山留め工事は、掘削による周りの土砂の崩壊や地下水の流れ込みを防ぐために行います。

今回、新庁舎の工事について採用した工法

は、一般的な鋼矢板と言われる矢板よりもより遮水性の高い柱列式連続壁工という工法で、通称SMWという工法を採用しております。

施工法は、左上の図のような手順で進めていきます。地盤を掘削しながら、土とセメントを混合、攪拌し、地中に連続した壁体を造成するものです。

また、左下の図に赤色で着色した部分は自立のために芯材として鉄骨を挿入しております。施工数量は深さ20メートルで、施工長さは約350メートルとなっています。真ん中の図にあるような、建物を赤で囲っている部分が造成した壁体です。

次に、くい工事について御説明いたします。

5ページをお願いします。

くい工事というのは、建物全体を支えるために支持層までくいを造成するものです。

今回、新庁舎建設工事で採用したくいの種類は、場所打ち鋼管コンクリートぐいで、工法はオールケーシング工法とアースドリル工法による拡底ぐいです。拡底ぐいというのは、くいの先端部を軸部の径より大きくしたくいで、より大きな支持力を得られることから採用しております。

施工手順としては、左の図のような手順で③のように地中にケーシングを圧入し、それで穴が崩れないようにケーシングで保護しながら掘削・土砂の排土を行い、④で軸部の掘削が完了します。

その後、その拡底部なんですけど、くい先端の拡底の作業というのは、アースドリルという特殊なドリルを使い、くいの底を広げていきます。最終的に図面どおりに掘削ができていくかどうかの計測を行います。これが7番の孔壁測定という作業になります。それが終われば、鋼管と鉄筋かごを挿入し、併せてコンクリートを打設しながらケーシングを引き抜いて1本のくいが完成いたします。大体1本のくいの打設

完了までは3日ほどかかります。

施工概要としては、くい径約2メートル、くい長20メートルのくいを60本施工していくものです。今日現在において、くいは60本中56本まで施工完了しております。以上がくい工事までの概要です。

次に、(3) 工事進捗の特記事項について説明いたします。

まず最初に、新庁舎建設工事のくいの施工における地下水の汚濁防止対策について御説明いたします。

6ページと7ページをお願いします。

本工事の特徴として、敷地内に松江城水源という上水の水源が存在していることがあげられます。

設計段階から、この水源には配慮して設計しており、建物の規模、工期及び施工性などから現在施工を行っているくいを採用しております。

7ページをお願いします。

実際の施工に当たり、図面右下の水源井戸と一番近いくいは50メートル離れ、また図面左側に示す水源の取り込みパイプの深さについても、くい先端より5メートル深いこと、さらに地質調査資料により、くいを掘削した穴、これを孔壁といいます。この孔壁が崩れないと判断し、拡底部分は清水、いわゆる水を注入して行うこととしました。

この立てた計画により、実際の地層の確認を行うため、試験ぐいというのを最初の1本目で施工します。施工した部分が、中央に試験ぐいという標記がある位置に実際・掘っております。そうしましたところ、拡底部分の地質が想定よりもろく、清水では保護ができないことが判明いたしました。

そこで、孔壁の保護対策として、一般的に利用されるベントナイト溶液を安定液として使用することにしました。この溶液自体は、環境基

準もクリアし安全なものですが、孔壁が崩壊し濁りが発生する可能性がゼロではないため、水道局と対策を協議し、次の対策を取ることにしました。

まず、濁りの発生を事前に把握するために、観測井戸を水源と一番近いくいの中間に設け、ここで濁度の観測を24時間行っております。

次に、地盤面下のことなので、地下水の流れの関係から、万が一、観測井戸で濁りが出なくても水源で濁りが出た場合には、左図にある既存井戸を使用できるように整備し、上水の保全のための配慮を行っております。

上水の保全対策として、説明しました対策を講じておりますが、幸いなことに濁りなどの異常は発生しておりません。

現在の工事進捗については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、工事を一時中止したいとJV側から申入れがあったため、市として、この申入れを受入れ、4月26日から5月10日まで工事を一時中断しておりました。

また、先ほど説明しました地下水汚濁防止対策、当初想定していなかった複合的な要因により若干の遅れはありますが、工程全体の見直しや調整を行い、当初予定の令和3年4月中旬の上棟を目指していきたくと考えております。

3のCLT製造業務委託について説明いたします。

業務概要について。

本業務は、地元産材の活用を目的とし、構造材として使用するCLTに関し100%市産材で製造するために、市が材料の調達からCLTのマザーボードの製造まで行い、建設業者に材料を支給する業務です。

委託業務名は、八代市新庁舎建設工事に係るCLT製造業務。受託者、八代森林組合、代表理事組合長、西坂栄樹。契約日、令和元年9月30日。受託金額2億240万円。履行期間、令和元年9月30日から令和3年5月31日で

す。

次に、CLT製造業務委託の状況について御説明いたします。

資料の8ページをお願いします。

まず、原木調達ですが、4月末時点で計画数量4500立米に対して約4090立米の伐採が完了しております。

製材業務についても順調に進んでおり、予定数量の8割は製材を完了しており、製材した材料も順次CLTの製造工事へ出荷済みとなっております。

製造については、先月の26日から28日に原寸大の鉄骨を現場で組み、CLTの実際の納まりの実証実験を行っております。この実験結果を踏まえて最終的なCLTのマザーボードの寸法や必要枚数が決定し、それからの制作となるため、若干の遅れはありますが、全体の納入工程には影響はないものと考えております。

今後、来年10月末の完成までしっかりと工程の進捗管理を行いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。終わります。

○委員長（橋本幸一君） 以上ですか。（新庁舎建設課長豊田浩市郎君「以上です。すいません」と呼ぶ）ただいま説明願いましたが、本件について何か質問等ございませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。くい施工で異常が見られなかったということで、私どもも安心してらるんですけども。ざっくりインプットしておきたいんですが、この試験くいですね。一番深く何メートルまで行ったというのをちょっと……。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君） 地盤面から一番くい先端までの高さが31メートルです。

○委員（太田広則君） 31メートル。ということは、31メートルまで掘削したというふうに捉えてよろしいんですか。（新庁舎建設課長

豊田浩市郎君「そうです。地盤面から、そうです」と呼ぶ)

はい、了解しました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ほかになければ、以上で新庁舎建設工事の進捗状況等についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前 11 時 30 分 小会）

（午前 11 時 31 分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和 2 年度企画政策課において策定予定の計画等について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、令和 2 年度企画政策課において策定予定の計画等についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 資料がこちらになります。

それでは、令和 2 年度企画政策課において策定予定の計画等について御説明いたします。

説明資料の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度に企画政策課におきまして、改定を予定しております計画は 7 つございます。計画策定の数が多い中、今後、市議会におきまして、適時御報告いたしますので、御意見をお聞きし、計画策定に反映してまいりますので、よろしくお願いします。

それでは、7 つの計画の概要等について簡単に御説明申し上げます。

まず、①重点戦略でございます。

計画の概要としましては、八代市重点戦略は、策定から 2 年を経過しまして、35 の取組

のうち 13 の取組におきまして、その成果が出ていること、また、社会経済情勢の変化など、外部環境の変化に対応していく必要がございます。そのため、中間の見直しを行い、残り約 2 年間で 6 つの戦略のさらなる深化を目指します。

現在の計画期間は、平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間となっており、改定後の計画期間にも変更はございません。

市議会への報告時期としましては、令和 2 年 6 月で、この後、詳細について御説明いたします。

次に、②地域公共交通計画でございます。

本計画は、将来にわたり市民の生活を支える持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取組を定めるものでございます。

国の地域公共交通活性化再生法等の制度改正の内容を反映し、現計画を踏まえ、新たな計画を策定いたします。

現在の計画期間は、平成 27 年 4 月から令和 2 年 9 月までの 5 年間となっており、改定後の計画期間は、令和 2 年 10 月から令和 7 年 9 月までの 5 年間となります。

市議会への報告時期としましては、令和 2 年 6 月及び 9 月を予定しており、この後、策定の方針につきまして詳細を御説明させていただきます。

次に、③新市建設計画でございます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月に施行され、合併特例債を発行できる期間が 5 年間延長されたことに伴い、現計画を変更します。

現在の計画期間は、平成 17 年度から令和 2 年度までの 16 年間となっており、改定後の計画期間は、平成 17 年度から令和 7 年度までの 21 年間となります。

市議会への報告時期としましては、令和 2 年

12月を予定しております。

次に、④過疎地域自立促進計画（仮称）でございます。

現在の過疎地域自立促進特別措置法が本年度をもって失効します。そのため、国においては新たな過疎対策法が策定される予定でございます。

本市においても、国の動きに呼応し、次期計画を策定いたします。

なお、御承知のとおり、過疎地域に指定されますと、財政的に有利な過疎対策事業債が活用できることとなります。

現在の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間となっており、改定後の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

市議会への報告時期としましては、令和2年12月を予定しております。

次に、⑤辺地総合整備計画でございます。

現在の辺地総合整備計画の計画期間が、本年度をもって終了いたしますので、辺地法に基づき、次期計画を策定するものでございます。

なお、辺地に地域指定されますと、過疎地域よりも財政的に有利な辺地対策事業債が活用できることとなります。

現在の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間となっており、改定後の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

市議会への報告時期としましては、④の過疎地域自立促進計画と併せて、令和2年12月を予定しております。

次に、⑥第2期総合戦略でございます。

第1期に引き続き、人口減少問題や地方における安定した雇用の創出を目指し、本市の目指すべき将来像に向けた戦略を策定するものでございます。

現在の計画期間につきましては、本来であれ

ば平成27年度から令和元年度までの5年間でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして1年間延長し、最長令和2年度までとしております。

改定後の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。年度途中ではございますが、次期計画を策定した段階で、現計画から新計画へ切り替えるものでございます。

市議会への報告時期としましては、令和2年9月を予定しております。

次に、⑦定住自立圏共生ビジョンでございます。

定住自立圏形成協定につきましては、平成27年に氷川町、平成28年に芦北町と締結しました。この協定に基づき、八代市が中心市となり、氷川町、芦北町と役割分担し、生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図るものでございます。

第2期定住自立圏共生ビジョンでは、第1期において取り組んだ事業を基に、圏域全体の将来像や今後5年間で推進する具体的取組を策定いたします。

現在の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間でございます。改定後の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

市議会への報告時期としましては、令和2年9月及び12月を予定しております。

以上が、本年度企画政策課において策定予定の計画等となります。このように、本年度におきましては、計画策定の数が多い中ではございますけれども、今後、適時に御報告し、御意見をお聞きしまして、計画策定に反映してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（太田広則君） すいません、確認ですけども、2番の地域公共交通計画ですね。今年の9月で改定の時期に入っていきますけども、御存じのとおり、八代市街地循環バス、この3年間、路線変更等ができなかったという中で、市民の皆さんからいろんな路線変更の要望が出てます。こういうのは、次回の八代市地域公共交通会議前にそういう案があったら、出した方がいいんでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） 太田委員、後ですすね、この地域交通計画の部分についてはありますから、全体のこの見直しの項目の部分について、細部については後で。

○委員（太田広則君） じゃ、いいです。いや、もう俺、これで終わりかなと思ったもんですから。

○委員長（橋本幸一君） 一応見直しの部分が、事項が羅列されています。それについてよろしいですか。

○委員（太田広則君） じゃ、よかです。後で。

○委員（成松由紀夫君） これ、見直しということですけども、こやんて表で見ると、もう10以上。この一部達成というても、もう全部ほぼほぼ達成してありますですよ。その見直しの内容変更等々といっても、これは達成したから見直しというところで、全体的に項目があげてあると思うんですけど、大変企画政策課は頑張ってるやられたなとは思う中で、この見直しを所管するというか、課長……。

○委員長（橋本幸一君） 成松委員、これも八代市重点戦略の見直しについて、また後でありますので。

○委員（成松由紀夫君） はい、じゃ、後ほど結構です。

○委員長（橋本幸一君） 全体の計画の中……。

○委員（成松由紀夫君） 全体で言おうかなと

思うんですけど。

○委員長（橋本幸一君） 全体の。

○委員（成松由紀夫君） うん、全体のこの見直しの部分の。

○委員長（橋本幸一君） 7つのこの計画の見直しがありますという、この大項目についての質問ということで、後でまた重点戦略については別個また説明がありますので。

○委員（成松由紀夫君） 項目別じゃなくて、その所管されるところをちょっと聞いたかったんですね。

○委員長（橋本幸一君） じゃ、どうせ次回あれば、前もって。

○委員（成松由紀夫君） 所管するところで行くと、イメージ的に政策審議監のところで最終的に課長さん、部長さんたちでもんでいかれるのか、副市長も含めて。最終的には副市長、市長も行くんでしょうけど。ここの担当的に言うたら、政策審議監になつとですかね、どこになつとですかね。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 今、リーダーシップを取っていただいているのは政策審議監でございます。ただ、決裁の段階では副市長、市長まで行くことになります。（委員成松由紀夫君「はい、分かりました。以上です」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で令和2年度企画政策課における策定予定の計画等についてを終了いたします。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（八代市重点戦略の見直しについて）

○委員長（橋本幸一君） 次に、八代市重点戦略の見直しについてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政

策の福本です。よろしくお願いします。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それでは、八代市重点戦略の見直しについて御説明いたします。

2 ページ、八代市重点戦略～更なる深化～概要版をお開きください。

まず、八代市重点戦略の見直しにつきましては、第2次総合計画の第1期基本計画の計画期間の平成30年度から令和3年度までの4年間で、特に重点的に取り組む施策や事務事業等を取りまとめたものとなっております。

現在、重点戦略の中で35の取組を重点取組として掲げております。策定から2年を経過し、13の取組において、その成果が出ていることや社会経済情勢など外部環境の変化に対応していく必要がございます。そのため、中間の見直しを行い、残り2年間で6つの戦略のさらなる深化を目指すこととしました。

次に、2、見直しの内容でございます。

まず、今回の見直しに当たっては、事業や整備が完了したものなど、既に達成された取組につきましては、今後、さらなる活用や充実を図るための見直しを行っております。

また、外部環境の変化によって、新たな要素が生じたものなどにつきましては、取組の拡充や取組の新規設定を行ったところでございます。

その結果、達成済みの取組が7つ、内容変更を行った取組が8つ、新規設定をした取組が4つとなり、最終的には39の取組を重点戦略の中に掲げることとしました。

また、今回の改定では、新たに（3）新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の追加を行っております。

御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市民生活や本市経済への影響が深

刻なものとなっております。その対策につきましては、社会全体の喫緊の課題となっております。

そこで、今回重点戦略の見直しに合わせて、新型コロナウイルス感染症対策についても、本市の最優先課題として、新たに重点戦略の中に盛り込むこととしました。

それでは、3 ページ、八代市重点戦略、重点取組の見直しについてをお開きください。

まず、左端、重点戦略の欄に記載しておりますのが、この重点戦略を構成する6つの柱、重点戦略となっております。

重点戦略の1から5までが市長の基本政策となっております。次ページの戦略6につきましては、市民アンケートを基に設定したものとなっております。

これら6つの戦略につきましては、重点戦略の柱であり、根幹となりますので、今回見直しは行っておりません。

見直しの対象としましては、資料の前期の欄に記載しております重点取組やそれにひもづく推進方針及び事務事業などを対象としております。

今回、この前期の欄に記載された重点取組について見直しを行いました。なお、変更等があったものにつきましては、資料中央の後期の欄に朱書きで記載しております。

それでは次に、具体的な見直し内容について、上から順に御説明いたします。

まず初めに、重点戦略1、農林水産業の更なる振興の前期の欄、⑤い草刈取機（ハーベスタ）の導入支援と移植機の生産再開の実現の行を御覧ください。

この重点取組につきましては、い草刈取機の導入支援が昨年度で終了しました。このため、今後は生産体制や需要拡大に向けた取組を推進していくため、取組名をい草の生産体制の強化と八代産量表の需要拡大と変更しております。

次に、重点戦略2の①大型クルーズ客船入港に伴うインバウンド需要を取り込む体制の構築です。

この重点取組につきましては、今後、受入れ環境の整備を推進していくため、取組名をインバウンド需要を取り込む環境整備としております。

続きまして、②八代民俗伝統芸能伝承館の建設でございます。

令和3年度の開館を控え、民俗伝統文化財の公開など、施設の完成後の活用についても推進していく必要がございます。そのため、取組名を八代民俗伝統芸能伝承館の整備と活用に変更しております。

次は、新規の取組となります。

重点戦略2、後期の欄、⑦球磨川流域の魅力づくりの推進を御覧ください。

こちらは、昨年春に完成した八の字堰、先月5月に利用を開始しました坂本町の川遊び交流拠点施設かわの家、8月に開場予定の遙拝八の字広場など、かわまちづくり事業の推進を含め、球磨川流域の地域資源を活用した交流人口の拡大を図っていくため、今回新規の取組として設定しております。

次に、重点戦略3でございます。

前期の欄の①幼稚園、小・中学校の普通教室にエアコンの設置、③高校3年生までの医療費無料化の実現、⑤熊本県立県南高等支援学校（仮称）の誘致を実現、⑥八代市学校・子ども教育応援基金の創設、⑧産後ケア事業の導入、⑨学校施設の非構造部材の完全耐震化、この6つの重点取組につきましては、進捗状況の欄に記載しておりますとおり、既に達成された取組となっております。

次に、②高齢者・障がい者などの徘徊行動を見守るシステムの導入を支援につきましては、徘徊・認知症高齢者等の早期発見が可能となります探知機の導入支援が昨年度から開始されて

おります。今後は、高齢者等を地域全体で支え合う体制を構築していくため、取組名を高齢者・障がい者などを見守る体制の充実と変更しております。

続いて、④市民の健康づくりを支援するため、健康づくり応援ポイント制度を導入につきましても、ポイント制度の導入が既に平成30年度に行われております。今後は、制度を活用した健康づくりを推進していくことを目的に、取組名を健康づくり応援ポイント制度による健康づくりへの支援と変更しております。

次に、新規の取組となります。

⑩子育て世代包括支援センターによる支援体制の強化です。

⑧の産後ケア事業が、昨年度から導入されたことを受けまして、今後は支援センターによる出産期から子育て期まで切れ目のない支援を提供していくことを目的に、新たに取組を設定しております。

続きまして、⑪多文化共生社会の実現につきましても、新規の取組でございます。

こちらにつきましては、次ページの重点戦略5、誇るべきふるさとを未来につなぐで掲げておりました、④国際化に対応した組織づくりが、市長公室に国際課を設置したことで達成済みとなりました。そのため、今後は、外国人と協働した、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していくことを目的に、新たな取組として設定しております。

資料の4ページをお開きください。

重点戦略4の①現状に即した八代市地域防災計画の大幅な見直し、緊急時における避難所の充実についてです。

平成30年度に改定した地域防災計画に基づきまして、自主防災組織の育成や備蓄体制の拡充など、引き続き、防災体制の充実を図っていくため、取組名を大規模災害時における防災体制の充実と変更しております。

次に、⑤都市計画道路西片西宮線や竜西東西12号線の整備促進についてでございます。

掲げております2路線以外にも、南部幹線や沖新開線など、ほかの都市計画道路等も含めて一体的な整備を行っていくため、今回、整備目的を踏まえた内容見直しを行っております。

次は、戦略5の⑤八代・天草架橋の建設を促進でございます。

昨年開催されました八代・天草架橋建設促進総決起大会におきまして、架橋構想の名称として、八代・天草シーラインを用いることが決議されましたので、それに合わせて名称変更を行っております。

続いて、新規の取組です。⑥ICTの活用による行政サービスの効率化の推進でございます。

限りある財源や人員を有効活用し、持続可能な行政サービスを将来にわたって維持していくため、今後はICTを活用した事務手続等の迅速化、効率化が必要となってくることから、今回新規の取組として設定しております。

最後に、今回新たに、PLUS1、最優先課題として、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を追加しました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市の喫緊の課題として最優先に取り組んでいかなければならない取組でございます。

①感染拡大を防止、新しい生活様式の実践、②市民生活・地域経済への影響を最小化、③学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備、④収束後を見据えた消費喚起策などといった4つの重点取組を柱としまして、今回、PLUS1の戦略として新たに盛り込んでおります。

取組の内容等につきましては、現時点で既に実施されているものや、今後、実施予定のものも含めて掲載しております。今後、国や県等の動向を踏まえ、時点更新を行いまして、迅速か

つ適切な対応を取っていくこととしております。

以上が重点戦略の見直しの概要になります。

なお、こちら詳細につきましては、別冊の資料で、この資料でございますけれども、こちらで確認いただければと思います。

以上、重点戦略の見直しについて説明を終わります。

○委員長（橋本幸一君） ただいま重点戦略の見直し、説明ございましたが、何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 意見ですけども、大変、もう見たら一目瞭然で企画政策課の皆さん方、頑張っておられるなど。コロナのPLUS1がですね、また入ってきたり、あと、この内容変更もほぼ達成したから、ちょっと方向性を変えているとか、そういうことなので、政策審議監を中心というお話がさっき出ておりましたけれども、コロナの特命でいろいろとお仕事も、皆さんそれぞれですね、ある中、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 意見、何て言ってもいいか分かんないですけど、計画の中にですね、八代民俗伝統芸能伝承館の建設の部分で、前期は建設が目的になって、見直しの理由が建設のほか、開館後の活用についても併せて検討していく必要があるためということで、今回見直しをされるということなんですけど。本来は、どういう活用してっていうビジョンがあって、建設をするんじゃないかなと思うんですよね。

この書き方をしてしまうと、建設がそもそも目的であって、造った後に、じゃ、どうやって、それ使うんだよというような見直しの理由としか見えないので、ここはもう一ひねりしてですね、書くとか。本来のビジョンがあつての建設でしょうから、そういうのを先に、やっぱりあるべき、——計画を立てていただきたいな

というふうに思いました。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） おっしゃるとおりでございます。そういうビジョンを含めた中で、本来は当初の計画を立てなければならなかった。そういう表現を使わなければならなかったところですけども、今回ですね、そういう部分も含めて見直しも行っております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、意見ですから」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 本件について、ないようでございますので、以上で八代市重点戦略の見直しについてを終了いたします。

次に、もう12時になりますが、そのまま参りますか。（「はい」「いきます」と呼ぶ者あり）

それでは、このまま行きます。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査 （八代市地域公共交通計画策定の方向性について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、八代市地域公共交通計画策定の方向性についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課、福本です。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 委員長、その前に追加資料がございますけれども、提出してよろしいですか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。
（資料配付）

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それでは、八代市地域公共交通計画策定の方向性について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

まず、八代市地域公共交通計画は、平成27年4月に策定しまして、今年9月に計画期間が終了する八代市地域公共交通網形成計画の2次計画として策定を予定しているものでございます。

現行の計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、以降活性化再生法と申し上げます。この法律に基づきまして、八代市の公共交通に関する基本計画、いわゆるマスタープランとして策定いたしました。

次期の八代市地域公共交通計画は、現行計画の計画期間が終了すること、また、現在の国会で活性化再生法が改正され、これまでの計画の策定が自治体の任意であったものが、努力義務化とされましたことから、新たな本市の公共交通に関するマスタープランとして策定するものでございます。

次期計画は、令和元年度に実施しました市民アンケート調査結果、また地域要望や八代市地域公共交通会議での御意見、現行計画に掲げる目標・評価指標の検証・評価等を考慮し、策定を進めてまいります。

次に、資料の中央、図を御覧ください。

現行の計画の中で、未達成の目標や未解決の課題の洗い出し、5年前の計画の策定時点では把握できなかった新たな課題、また地域からの要望等を整理し、次期計画の中に盛り込むこととしております。計画期間中の令和2年10月から段階的に路線の見直しに反映させていきたいと考えております。

そのほか、活性化再生法の改正の要素として、自家用有償旅客運送の活用や、ICT等の新技術の導入についても検討してまいります。

続いて、計画見直しのスケジュールを御説明いたします。

まず、7月1日に、本年度第1回目の八代市地域公共交通会議を開催し、次期計画の骨子や路線バス等の見直しの内容について、協議、御

承認を頂きます。

並行して、7月から8月にかけて、地域や運行事業者、また運輸局や警察といった関係行政機関への意見聴取や協議を行います。

8月に、第2回目の八代市地域公共交通会議を開催し、次期計画の素案、また令和2年10月時点で実施する路線バス等の見直しに係る道路運送法上の申請について、協議、御承認を頂き、その後、運輸局に申請したいと考えております。

9月には、次期計画について、総務委員会に御報告し、第3回目の八代市地域公共交通会議において、計画について協議、御承認を頂き、その後、市民の皆様方への周知を予定しております。

そして、10月以降に計画に基づき、段階的な路線の見直し等を実施してまいります。

続きまして、1ページめくって6ページをお開きください。

次期計画の策定の方向性として、現状の主な課題、対応方針、取組の方向性を整理しております。

まず、左側の列に現状と主な課題として、大きく3点、1点目、公共交通網の利便性に対する課題、2点目、公共交通機関の役割分担に対する課題、3点目、公共交通の持続可能性に対する課題を整理しております。詳細は記載のとおりでございます。

中央の列にそれぞれの現状と主な課題に対応する方針として同じく3点、1点目、利便性の高い公共交通網の整備推進、2点目、公共交通機関の役割分担の明確化、3点目、持続可能な公共交通づくりとして整理しており、詳細は記載のとおりでございます。

なお、⑧安心して利用できる公共交通環境整備につきましては、特に今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、新たな取組としております。

これらの対応方針を実現するため、右側の列に取組の方向性として、分野ごととして、路線バス、乗合タクシー、利用促進に整理しております。

具体的に申し上げますと、まず路線バスにつきましては、1、路線の延伸、停留所の変更、2、運行時刻の見直し、鉄道との接続改善等、3、運行便数の整理、4、乗合タクシーへの転換、5、運賃の見直しに取り組んでまいります。

次に、乗合タクシーにつきましては、1、停留所の移設、新規設置、2、運行日、運行便、運行区域の追加、3、運行時刻の見直し、鉄道、バスとの接続改善等、4、運行便数の整理、5、路線の新設や路線バスからの転換、6、路線の統合、7、運賃の見直しに取り組んでまいります。

次に、利用促進としましては、1、見直し内容の周知等、2、新型コロナウイルス禍からのV字回復に取り組んでまいります。

このように取組の方向性を整理しまして、令和2年10月から段階的な路線の見直しの実施に向けて検討を進めてまいります。

なお、今回、現計画と併せて、八代市地域公共交通再編実施計画の計画期間、平成29年10月から令和2年9月までの3年間が終了します。

この実施期間の終了に伴いまして、令和2年10月から柔軟な路線の見直しが可能となります。柔軟な路線見直しが可能と申しまして、国の許認可が必要な路線見直しもでございます。

路線見直しに当たりましては、地域や利用者の皆様の御意見、御要望をしっかりと聞きまして、国や関係事業者等と協議を行いながら、路線の見直しを実施してまいります。

以上が八代市地域公共交通計画策定の方向性についての説明となります。よろしく申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質問、御意見等ございませんか。

○委員（太田広則君） すいません。先ほどの続きなんですけど、先ほど、この説明で分かったんですけども、このタイミングというかですね、この6ページの10月から段階的な路線を見直していくという中で方向性を決めるときに、いろんな市民の意見や要望が集約されていくかと思うんですが、いつのタイミングからお届けをしたらよろしいんでしょうか、市民の声というのは。

5ページに、7月1日から、八代市地域公共交通会議を開催して、路線バス等の見直し内容について協議・承認て書いてありますが、7月から10月までの間で、八代市民の声はいつ届けたらよろしいですか。ずっといいんでしょうか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 今回の路線見直しにつきましては、段階的に路線見直しを行っていきます。今まで市民の方からそういう要望とか、御意見があった分の把握をしている分については、私どものほうでそれを精査しまして、今回10月に反映していきたいというふうに考えておりますし、今後、そういう、また新たな課題とか、新たな御意見があった場合には随時お聞きしまして、路線見直しにつなげるよう努力してまいります。

○委員（太田広則君） よく分かりました。随時ということ。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） 意見でいいですか。私は、二見でございますが、二見も、坂本町とそして葦北郡との境でございますので、非常に助かるところもありますが、まだ、二見の人たちのお願いというか、不満もあるようでございますので、この中では市政協力員さんなんか八代市の代表の一人として出ておられますが、できれば二見もですね、校区長というか、

市政協力員さんたちに、こういう中でも特別、二見はどうですかという、わざわざ八代市地域公共交通会議委員に指名しなくてもいいと思いますが、特にそこを気づけていただいて、ぜひですね、二見の意見も吸い取っていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で、八代市地域公共交通計画策定の方向性についてを終了いたします。

執行部は御退室ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後0時09分 小会）

（午後0時12分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出を致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後0時13分 閉会）

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定に
より署名する。

令和 2 年 6 月 12 日

総務委員会

委員長